

一般教育訓練給付制度のご案内

1. 一般教育訓練給付制度とは

一定の要件を満たす方が、厚生労働大臣の指定する雇用の安定または就職の促進に資する教育訓練（一般教育訓練）を受講し、修了した場合に、本人が教育訓練施設に支払った訓練費用の一定割合を支給する制度です。

■ 給付の内容

- 教育訓練経費の**20%（上限10万円）**を支給

■ 支給の対象となる方（以下全ての要件を満たしている方）

- 雇用保険の被保険者である方（在職者）または被保険者であった方（離職者）のうち、被保険者資格を喪失した日以降、受講開始日までが1年以内（※妊娠、出産、育児、疾病等の理由により教育訓練給付の適用対象期間が延長された場合は最大20年以内）の方
- 受講開始日までの雇用保険の被保険者期間が3年以上（初回の場合は1年以上）ある方
- 前回の教育訓練給付金受給日から受講開始日前までに3年以上経過している方

2. 給付の対象となる講座（一般教育訓練）の指定基準

給付対象講座となるためには、厚生労働大臣の指定を受けることが必要です。講座指定は **年2回（4月1日・10月1日）** 行っており、指定の有効期間は **3年間**です。

次の①～②の**類型**のいずれかに該当する教育訓練のうち、類型ごとに設定される「**教育訓練の期間**」および「**講座実績**」を満たすものを、厚生労働大臣による指定の対象としています。

類型	教育訓練の期間	講座実績 (過去3か年度のいずれかの年度)
① 公的職業資格又は修士若しくは博士の学位等の取得を訓練目標とするもの	<ul style="list-style-type: none"> ○通学制 : 1か月以上1年以内であり、かつ時間が50時間以上 ○通信制 : 3か月以上1年以内 ○養成課程 : 3年以内（訓練期間及び時間の下限なし）かつ取得に必要な最低期間であること ○大学院修士 : 3年以内（訓練期間及び時間の・博士課程 下限なし） 	修了者の受験率50%以上 合格率が全国平均の80%以上 (養成課程、大学院修士・博士課程は該当なし)
② ①に準じ、訓練目標が明確であり、訓練効果の客観的な測定が可能なもの（民間職業資格の取得を訓練目標とするもの等）	<ul style="list-style-type: none"> ○通学制 : 1か月以上1年以内であり、かつ時間が50時間以上 ○通信制 : 3か月以上1年以内 	修了者の受験率50%以上 合格率が全国平均の80%以上

※ 就職・在職率 = (受講開始時に職に就いていなかった者で、訓練を修了して就職した者 + 受講開始時に既に職に就いていた者で、訓練修了後も在職している者) / 入講者

この他にも指定の要件はありますので、詳細は、裏面記載の厚生労働省ウェブサイトに掲載している「教育訓練給付制度（一般教育訓練）の講座指定を希望される方へ（教育訓練施設向けパンフレット）」をよくお読みください。

講座例

- 輸送・機械運転関係（大型自動車免許、建設機械運転、無人航空機操縦士等）
- 医療・社会福祉・保健衛生関係（介護福祉士実務者養成研修、介護職員初任者研修 特定行為研修等）
- 専門的サービス関係（税理士、社会保険労務士、行政書士、中小企業診断士、司法書士等）
- 情報関係（Webクリエイター、CAD利用技術者試験、Oracle認定資格 建築CAD検定等）
- 事務関係（TOEIC、簿記検定、日本語教員、中国語検定、TOEFL iBT、実用英語技能検定（英検）等）
- 営業・販売・サービス関係（宅地建物取引士、調理師、インテリアコーディネーター等）
- 技術関係（技術士、建築士、土木施工管理技術検定、建築施工管理技術検定、自動車整備士等）
- 製造関係（製菓衛生師等）
- その他（大学院修士課程、履修証明プログラム、科目等履修生等）

3. 指定申請の手続きについて

指定の申請は**年2回**受け付けています（例年、10月1日指定分につき、4月上旬～、翌年4月1日指定分につき、10月上旬～、いずれも約1か月間、詳細は厚生労働省ウェブサイトで告知）。

厚生労働省ウェブサイトに掲載している「**教育訓練施設向けパンフレット**」を参照の上、「**教育訓練給付金（一般教育訓練）講座指定申請様式集**」をダウンロードし、必要事項を記載の上、所定の提出先に提出ください。

- 一般教育訓練の講座申請手続きについて

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/shokugyounouryoku/career_formation/kyouiku/03.html



- 厚生労働省ウェブサイト

<https://www.mhlw.go.jp/index.html>

トップページの右上の検索窓口で、「一般教育訓練の講座申請手続きについて」と検索ください。

■ 2023年～2024年度 講座の指定に関する問い合わせ先

講座指定の申請手続きについて（申請の時期、書類の記入方法、指定基準等）

中央職業能力開発協会 能力開発支援部教育訓練支援課

電話 03-6758-2828・2824・2825

その他の対象となる講座に関することについて

厚生労働省 人材開発統括官若年者・キャリア形成支援担当参事官室

電話 03-5253-1111（内線：5398・5390）

■ 一般教育訓練給付制度・給付金の受給に関する問い合わせ先

各公共職業安定所 教育訓練給付申請窓口

連絡先一覧：<https://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

